

審査基準及び標準処理期間

所属名	青少年課活動推進担当
内線番号	4301

No.	項目	内容
①	処分名	京都府立青少年海洋センターの使用承認
②	法令名	京都府立青少年海洋センター条例
③	法令番号	昭和57年京都府条例第12号
④	根拠条項	第4条第1項
⑤	処分権者	知事
⑥	法令の定め	<p>第4条</p> <p>第1項 青少年海洋センターの施設又は附属設備を使用しようとする者は、指定管理者(使用の承認の業務を指定管理者が行うことができない場合にあつては、知事。以下この条及び次条において同じ。)の承認(以下「使用の承認」という。)を受けなければならない。</p> <p>第2項 指定管理者は、使用を不相当と認めるときは、使用の承認をしないことができる。</p> <p>第3項 指定管理者は、青少年海洋センターの管理上必要があると認めるときは、使用の承認に条件を付することができる。</p>
⑦	審査基準	・京都府立青少年海洋センター条例(昭和57年3月29日 京都府条例第12号)
⑧	経由機関名	
⑨	協議機関名	(⑩合計期間)なし
⑩	標準処理期間	経由期間
		協議機関
		当該処分機関
⑫	問合せ	府民生活部青少年課活動推進担当
⑬	備考	